二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月二十五日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十二月三日（予備、同月四日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十六号及び二百八十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市西区小新大通二丁目三一九五番一から同市西区流通センター一丁目一番三まで	前	六五・一〇～七六・〇〇	〇・〇四〇
	後	七〇・二五～八二・二〇	〇・〇四〇

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　新潟市西区小新大通二丁目三一九五番一から同市西区流通センター一丁目一番三まで
(二)　供用開始の区間　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
(三)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十五日から二週間北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　百十六号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
新潟市西区小新南二丁目二〇一番八八地先から同市西区小新大通一丁目三六六一番一	〇・〇〇～一四・六〇	〇・三七三
百十六号及び二百八十九号　通センター一丁目一番三まで	〇・〇〇～一四・六〇	〇・三七三

四　指定する期日　平成二十三年十一月二十五日

○北陸地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県東蒲原郡阿賀町大牧四二四四番地内	前	一〇・九〇～一四・八〇	〇・〇五九
	後	一四・八〇～一七・〇〇	〇・〇五九

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　四十九号及び四百五十九号
(二)　供用開始の区間　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
(三)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
磐田市三ヶ野字海道上六五六番一から同市小立野字堤外天竜川左岸官有無番地まで	前	BA　一一・八〇～一三七・〇〇	七・五二四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　九・九〇～一一六・二〇	七・二二六	
		一一・八〇～一三七・〇〇	七・五二四	
		一九・六〇～一二六・二〇	七・二二六	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名　一号
供用開始の区間　磐田市三ヶ野字谷田一二三五番一から同市上新屋字野中七〇七番一まで
図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十三年十一月二十五日